

厚岸町規則第15号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月27日

厚岸町長 若狭 靖

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（平成17年厚岸町規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「条例第2条第1号から第5号」を「条例第2条第1号、第2号、第4号及び第5号」に改め、同条第2項中「条例第2条第6号」を「条例第2条第3号及び第6号」に改める。

第4条中「別記様式第1号」を「別記様式」に改める。

別記様式第1号を別記様式とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。